KOMEHYOオークション取引規約(国内会員向け)

第1条(目的)

この規約(以下「国内取引規約」といいます。)は、株式会社KOMEHYOオークション(以下「当社」といいます。)が運営するオークション(以下「KOMEHYOオークション」といいます。)について、KOMEHYOオークション会員規約(以下「会員規約」といいます。)第3条に基づいて国内会員と当社との取引条件について定めることを目的とします。

第2条(定義)

1. 国内取引規約における用語の定義は、条項中に注記のない限り、以下のとおりとします。

用語	定義
出品商品	出品者によってKOMEHYOオークションに販売委託された商品
出品者	出品した会員
入札者	出品商品に入札した会員
落札者	出品商品を落札した会員
落札商品	落札者によって落札された商品
出品取引	出品者と当社間の商品の売買契約
落札取引	落札者と当社間の商品の売買契約

2. 前項に定める定義のほか、会員規約に定める用語の定義については、国内取引規約にも適用するものとします。

出品について

第3条(出品)

- 1. 国内会員は当社に対して、当社の定める出品期間中に当社の定める方法で出品商品を出品することができるものとします。
- 2. 出品者は、前項の出品にあたっては、当社に対して出品商品の販売業務(以下「出品業務」といいます。)を委託するものとします。
- 3. 出品者が当社に委託する出品業務の具体的な内容は次のとおりです。当社は出品業務を善良なる管理者の注意をもって実施します。
 - (1) 出品商品の検査(以下「検品」といいます。)
 - (2) 出品商品の当社オンラインサイトへの取引情報の掲載
 - (3) 出品期間中の保管
 - (4) 落札商品の落札者への引渡し
 - (5) その他前各号に附帯する業務
- 4. 出品者は、出品商品に関し、当社の指定する範囲で当社オンラインサイトに掲載する落札金額条件(以下「最低落札価格」といいます。)を定めることができるものとします。また、出品者は、当社が出品業務として実施した当社オンラインサイトの取引情報の掲載につき、入札開始前までに確認し、異議がある場合には申し出るものとします。入札開始前までに出品者から異議の申出がない場合には、取引情報の掲載について承諾したものとし、当該取引情報について出品者が責任を負うものとします。
- 5. 出品者は、出品後は当社の承諾なく出品を取り消すことはできないものとします。ただし、 出品者が、当社が別に定める出品取消手数料を支払った場合には、この限りではありませ ん。

第4条(検品)

1. 当社は、検品の基準について、独自に定めることができるものとします。

- 2. 当社による検品の結果、当社が出品を禁止する商品または当社の基準に満たない商品であると判断した場合には、当社は、何らの責任を負うことなく、出品者に対して事前の通知を要することなく出品を認めないことができるものとします。
- 3. 当社は、出品後でも、当社の基準に満たない商品であると判明した場合には、何らの責任を 負うことなく、出品者に対して事前の通知を要することなく出品を取り消すことができるも のとします。
- 4. 当社による検品において、出品商品内に残置物(当該出品商品の付属品を除く)があった場合には、出品者は当該残置物の所有権を放棄したものとみなし、当社は任意にこれを処分することができるものとします。
- 5. 出品者は、当社の検品の結果および前三項の措置に対して異議を述べないものとします。

第5条(出品取引の成立)

- 1. 当社は、落札取引が成立した場合には速やかに出品者に対して通知するものとし、当該通知日に、落札取引の内容に従って出品取引も成立するものとします。
- 2. 前項の定めにかかわらず、落札価格が最低落札価格を下回る場合には、当社は出品者との間で落札取引の成否について協議し、出品者は落札取引の成立を拒むことができるものとします。
- 3. 前二項の定めにかかわらず、当社が次の各号のいずれか一にでも該当すると判断した場合に は、当社の裁量により、出品取引の成立を留保できるものとします。
 - (1) 相場金額と著しく乖離する金額で入札されたとき
 - (2) 不正な目的をもって入札されたとき
 - (3) 入札者に本規定類への違反が判明したとき
 - (4) その他当社が不適当な入札と判断したとき

第6条(支払金額の決済)

- 1. 出品者は当社に対して、出品業務の対価として、当社の定める「手数料一覧表」に記載の各 手数料を支払うものとします。出品者は、いずれの利用料についても、当社が別途指定する 場合を除き、一度発生した利用料はいかなる場合においても支払を免れません。
- 2. 当社は支払金額の内訳を明らかにするために、精算書を発行します。精算書には、落札価格、手数料、その他決済のために必要な事項を記載するものとします。出品者は、精算書の記載内容に異議がある場合には、精算書受領後直ちに当社に対して通知するものとします。
- 3. 当社は出品者に対して、入会時に指定した銀行口座(指定後に変更した場合には最後の変更で指定した銀行口座)に落札取引における代金(以下「落札価格」といいます。)から前項に定める手数料を控除した金額(以下「支払金額」といいます。)を、出品取引の成立日の翌日から3銀行営業日に限り、振り込んで支払うものとします。なお、送金に要する手数料は当社の負担とします。
- 4. 当社は、出品者が当社に対して金銭債務を有する場合には、当該債務の金額と支払金額とを対当額で相殺することができるものとします。

第7条(危険の移転)

1. 出品商品の危険負担の責任は、国内取引規約第4条に定める検品前においては出品者が負い、検品後においては当社が負います。

第8条(交渉の対応)

- 1. 当社は、落札者から当社が別に定める交渉要件に該当する交渉の申立ての通知を受けた場合には、速やかに出品者に対して申立ての事実および内容を通知するものとします。
- 2. 本条第1項の場合において、当社が、当社と落札者との交渉の遂行に関し、出品者に実質的な参加の機会および決定の権限を与え、出品者に対して必要な援助を行ったときは、出品者は、当社と落札者間で合意した内容に従って、当社が落札者に対して負担する責任と同一の責任を当社に対して負担するものとします。また、交渉のために要する費用は出品者が負担するものとします。ただし、当社の責に帰すべき事由により交渉が発生した場合にはこの限りではありません。
- 3. 出品者は、落札者との間で交渉および解決を直接行うことはできないものとします。

第9条(担保責任)

出品者は当社に対して、出品商品を現状のまま引き渡すことに鑑み、民法第562条第1項本 文および同第565条の定めにかかわらず、国内取引規約第8条に定める場合を除き、出品者 は、出品商品の種類または品質に関して、当社に対し担保責任を負わないものとします。

第10条(交渉後の出品取引の解除)

- 1. 当社が国内取引規約第20条に定める交渉の申立てを認め、落札取引が解除された場合には、出品取引は当社から出品者への通知をもって解除されるものとします。
- 2. 出品者は、前項の通知日後3銀行営業日以内に落札価格を当社に対して返金するものとします。なお、送金に要する手数料は出品者が負担するものとします。
- 3. 当社は、落札者から出品商品を受領し、かつ出品者からの落札価格の返金を確認後、当該出品商品を出品者に返送するものとします。なお、当該出品商品の危険負担の責任は、当社から出品者への当該出品商品の引渡しをもって出品者に対して移転するものとします。

第11条 (落札価格の減額)

- 1. 当社は、国内取引規約第23条に従って、落札者と当社との間で交渉の解決にあたって落札価格の減額の合意をすることができるものとします。なお、当社は、当該合意した場合には速やかに出品者にこれを通知し、出品者と当社間の売買取引についても落札価格の減額による交渉の解決を行うものとし、出品者は当該解決に異議を申し出ないものとします。
- 2. 本条第1項に従い落札価格の減額に合意した場合には、当社は、当社の選択により、減額分を、出品者への以後の支払金額からの控除または別途支払を請求することができるものとします。

第12条(交渉に伴う損害賠償)

当社は、自己の責に帰すべき事由により、交渉に関連して出品者が損害を被った場合には、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責任の期間は交渉受付期間に限るものとし、損害賠償の責任の範囲および損害賠償額は会員規約第22条に従うものとします。

第13条 (その他出品取引の解除等)

- 1. 出品者は、出品取引の成立後は、国内取引規約に定める場合または当社が承諾した場合を除き、出品取引の解除をすることはできないものとします。
- 2. 当社は、出品者が国内取引規約に違反した場合または落札者が会員規約第16条に基づいて強制退会させられた場合には、当社の選択により、当該落札者にかかる出品取引を解除することができるものとします。

落札について

第14条(下見)

- 1. 入札しようとする者は、当社の定める期間中に当社の定める方法で、出品商品の実物を見分(以下「下見」といいます。)することができます。
- 2. 下見をする者は、当社が別に定める手数料を支払うものとします。

第15条(入札)

- 1. 入札者は、当社の定める入札期間中に当社の定める方法で、個々の出品商品に対して入札を行うことができるものとします。なお、当社の定める入札開始金額を下回る金額での入札をすることはできないものとします。
- 2. 入札者は、出品商品の見間違い、入札金額の入力間違い等の錯誤に基づいて入札した場合でも、民法95条の定めにかかわらず、当該入札を取消すことはできないものとします。
- 3. 当社は、当社が次の各号のいずれか一にでも該当すると判断した場合には、当社の裁量により、当該入札を取り消すことができるものとします。
 - (1) 相場金額と著しく乖離する金額で入札したとき
 - (2) 不正な目的をもって入札したとき
 - (3) 入札者に本規定類への違反が判明したとき
 - (4) その他当社が不適当な入札と判断したとき

第16条(落札)

- 1. 当社は、当社の定める入札期間満了後、出品商品ごとに最低落札価格を上回り、かつ第1位の入札価格で入札した入札者または最初に即決価格を入札した入札者に対して、入札の承認(以下「入札承認」といいます。)を実施し、その結果を通知します。なお、落札価格が最低落札価格を下回る場合には、当社は出品者との間で入札承認の可否について協議し、その結果に基づいて入札承認を実施し、その結果を通知します。
- 2. 入札承認により、落札取引が成立します。

3. 会員は、入札の有効・無効について、当社の判断に従うものとします。当社は、落札できな かった入札者に対して何らの通知を行わないものとし、問い合わせに応ずる義務もないもの とします。

第17条 (請求金額の決済)

- 1. 落札者は、当社オンラインサイトの利用の対価として、落札価格に当社が別に定める手数料 を加えた金額(以下「請求金額」といいます。)を支払うものとします。落札者は、いずれ の請求金額についても、当社が別途指定する場合を除き、一度発生した請求金額はいかなる 場合においても支払を免れません。
- 2. 当社は請求金額の内訳を明らかにするために、精算書を発行します。精算書には、落札価 格、手数料、その他決済のために必要な事項を記載するものとします。落札者は、精算書の 記載内容に異議がある場合には、精算書受領後直ちに当社に対して通知するものとします。
- 落札者は当社に対して、落札取引の成立日の翌日から3銀行営業日に限り、当社の指定する 銀行口座に振込む方法で、請求金額を支払うものとします。なお、送金に要する手数料は落 札者の負担とします。
- 4. 落札者は、当社が定めた期日までに請求金額の支払いを怠った場合には、請求金額に支払日 までの損害金(年率14.6%)を付加した金額を、当社に支払わなければならないものとしま
- 当社は、当社が落札者に対して金銭債務を有する場合には、当該債務の金額と請求金額とを 対当額で相殺することができるものとします。

第18条(落札商品の発送)

- 1. 当社は、落札者からの請求金額の入金を確認後、落札者が指定した住所宛に落札商品を発送 します。
- 2. 落札商品が複数ある場合には、当社の判断で同送する場合があります。
- 3. 当社は、落札者からの指定その他特段の事情がない限り、落札商品は当社の指定する梱包方 法にて発送します。なお、落札者において当社の指定する方法以外の梱包方法や発送方法を 希望する場合には、落札商品の落札後発送日までに当社に対して通知して、善後策を協議す るものとします。

第19条(危険の移転)

落札商品の危険の負担は、落札商品の落札者への引渡しをもって、当社から落札者に移転す るものとします。

第20条(交渉の対応)

- 1. 落札者は、当社が別に定める交渉要件に該当する場合には、交渉受付期間内に当社に対して 交渉の申立てをすることができます。ただし、落札者は、当社が別に定める交渉除外事由の ーにでも該当する場合には、交渉の申立てをすることはできないものとします。 2. 落札者は、出品者との間で交渉および解決を直接行うことはできないものとします。
- 3. 当社は落札者に対して、交渉の要件の該当性を判断するために必要な資料の提出を求めるこ とができるものとします。
- 前項に定める資料の提出のために要する費用をはじめ、交渉の申立てのために要する費用 は、落札者が負担するものとします。ただし、当社が当該交渉を認めた場合には、当社が負 担するものとします。

第21条(担保責任)

当社は落札者に対して、落札商品を現状のまま引き渡すことに鑑み、民法第562条第1項本 文および同第565条の定めにかかわらず、国内取引規約第20条に定める場合を除き、当社 は、落札商品の種類または品質、安全性または適法性に関して、また、落札商品の説明内容 の信頼性またはその精度について、落札者に対し担保責任を負わないものとします。

第22条(交渉後の落札取引の解除)

- 1. 当社が国内取引規約第20条第1項に定める申立てを認め落札者に対して通知した場合には、 当該通知日をもって落札取引は解除されるものとします。
- 2. 当社は、第10条第2項に基づいて出品者から落札価格の返金を受け次第速やかに落札価格を 落札者に対して返金するものとします。なお、送金に要する手数料は当社が負担するものと

します。当社が出品者から落札価格の返金を受けられなかった場合には、当社は落札価格を 落札者に対して返金する義務を負わないものとします。

3. 本条の解除に基づく当該落札商品の危険負担の責任は当社への当該落札商品の引渡しをもって当社に移転するものとします。

第23条 (落札価格の減額)

- 1. 国内取引規約第22条に定める解除に代えて、落札者と当社は協議の上、落札価格の減額による交渉の解決をすることができるものとします。
- 2. 本条第1項に従い落札価格の減額に合意した場合には、当社は、当社の選択により、その減額分を、落札者に対する以後の請求金額からの控除または落札者に対して支払うことができるものとします。

第24条(交渉に伴う損害賠償)

当社は、自己の責に帰すべき事由により、交渉に関連して落札者が損害を被った場合には、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責任の期間は交渉受付期間に限るものとし、損害賠償の責任の範囲および損害賠償額は会員規約第22条に従うものとします。

第25条 (その他落札取引の解除等)

- 1. 落札者は、落札取引の成立後は、国内取引規約に定める場合または当社が承諾した場合を除き、落札取引の解除をすることはできないものとします。
- 2. 当社は、落札者が会員規約第16条に基づいて強制退会させられた場合またはその他国内取引規約に違反した場合には、当社の選択により、落札取引を解除することができるものとします。

その他一般条項

第26条 (通知)

国内取引規約において定められている当社宛の通知は、当社オンラインサイト上の通知または電子メールによる方法で行うことができます。また、会員からの通知は、当社が受信したときにその効力が生じるものとします。

第27条 (残存条項)

退会後も、次の条項の効力は、次の通り残存するものとし、当社および当該者を拘束するものとします。

残存する条項	残存する期間
第5条ないし第9条	出品取引に基づく未履行債務の履行が完了するまで
第16条ないし第19条	落札取引に基づく未履行債務の履行が完了 するまで
第10条ないし第13条および第20条ないし第 27条	期限の定めなし

2023年10月25日 施行